

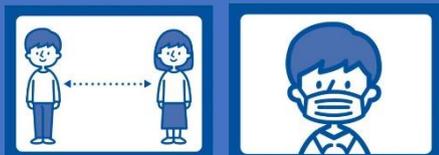
# 感染症法上の位置付け変更後の 新型コロナウイルス感染対策について

## ～ 植物公園からのお願い ～

- **令和5年5月8日（月）**から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「**5類感染症**」となったことに伴い、今後の感染対策は**個人や事業者が自主的に判断して行う**ことになりました。
- こうした中、当園が不特定多数の方が訪れる集客施設であり**重症化リスクが高いとされる高齢者の方の利用も多い**ことを考慮し、皆様に気兼ねなくおいでいただけるよう、今後とも感染対策には**一定の配慮が必要**と考えております。

つきましては、**場面や状況に応じ可能な範囲**で次の**基本的な感染対策の実施**にご理解とご協力をお願いします。（政府は「こうした基本的感染対策は引き続き有効」としています。）

① **混雑した場所での人と人との距離の確保又はマスクの着用**



② **屋内施設でのマスクの着用**



③ **手洗い等の手指衛生**

